

# *Regulatory update*

## *Insurance industry (February 2014)*



### **1. EIOPA**

#### **規制**

##### **保険比較サイトに関する良好な実務**

2014年1月30日、欧州保険年金監督機構(以下「EIOPA」とする)は、保険比較サイトの良好な実務に関する報告書を公表しました。この報告書で提示されている良好な実務は、主に営利を目的とした保険比較サイトに関連するものです。非営利目的のサイト運営者に関しても、必要に応じて、提示された良好な実務に則しているか、またそれを適用するか否かを考慮することを奨励しています。EIOPAは、消費者に対する透明性、簡潔性および公正性を促進するために、保険比較サイトは以下のようにあるべきだと考えています。

- 保険比較サイトと業務上の関係、契約関係や所有関係があるサービス・プロバイダーを開示する
- 保険料を唯一の比較基準として使用しない
- 難解な表現や不必要的専門用語は避ける

また、報告書は保険比較サイトの主要な特徴や各保険比較サイトのビジネスモデルの違いを明らかにしています。EIOPAは保険比較サイトのプロバイダーや各国の規制当局に対して何らかの特定の提案をしているわけではありませんが、私どもは、現状の保険比較サイトをEIOPAが提示した良好な実務に照らして検証することをプロバイダーに勧めています。

#### **ソルベンシーII**

##### **ソルベンシーII タイムラインの明確化**

2014年1月31日、EIOPAは、ソルベンシーIIにおける実務的な技術基準(Implementing Technical Standards (ITS))およびガイドラインに関する今後のスケジュールを公表しました。

EIOPAは、以下に関する実務的な技術基準を作成しています。

- 承認プロセス(2014年4月から6月:市中協議、2014年10月31日:欧州委員会への提出)
- 第一の柱(定量的要件)、第二の柱(定性的要件)、第三の柱(報告および開示の強化)および監督の透明性(2014年12月から2015年3月:市中協議、2015年6月30日:欧州委員会への提出)

また、EIOPAは、以下に関するガイドラインを作成しています:

- 第一の柱(定量的要件)および内部モデルを含む、承認プロセスに関連するガイドライン(2014年6月から9月:市中協議、2015年2月:公表)
- 第二の柱(定性的要件)および第三の柱(報告および開示の強化)に関するガイドライン(2014年12月から2015年3月:市中協議、2015年7月:公表)

タイムラインによると、スケジュールに遅延がなければ、最終の実務的な技術基準およびガイドラインは、ソルベンシーIIの最終的な履行日とされている2016年1月1日の6ヶ月前に公表されることになります。保険者には、これらを適用することによって必要になる可能性のある戦略的な調整を施す時間的余裕はほとんど残されていません。

## ソルベンシーII Q&A

EIOPA は、所轄官庁への情報提出に関する質問、およびシステム・ガバナンスに関する質問への回答をウェブページで公表しました。EIOPA に寄せられたソルベンシーII の予備的ガイドラインをどのように適用するべきかという質問に対する有用な手引きが掲載されています。

UK におけるソルベンシーII に関する情報は、[PwC UK – SolvencyII](#) のウェブサイトをご覧ください。

## 保険ストレステスト

2014 年 1 月 20 日、EIOPA は、保険ストレステスト 2014 に関するウェブページを公開しました。ストレステストは、異なるシナリオ下における保険者の耐性を評価するために利用されます。ウェブページではタイムラインが公開されており、ストレステストの参加者には、EIOPA から定期的に作業のステータスが提供されます。ストレステストは、4 月終わりから始まり、夏にかけてデータが集計され、11 月に結果が公表される予定です。

## 2. Japan

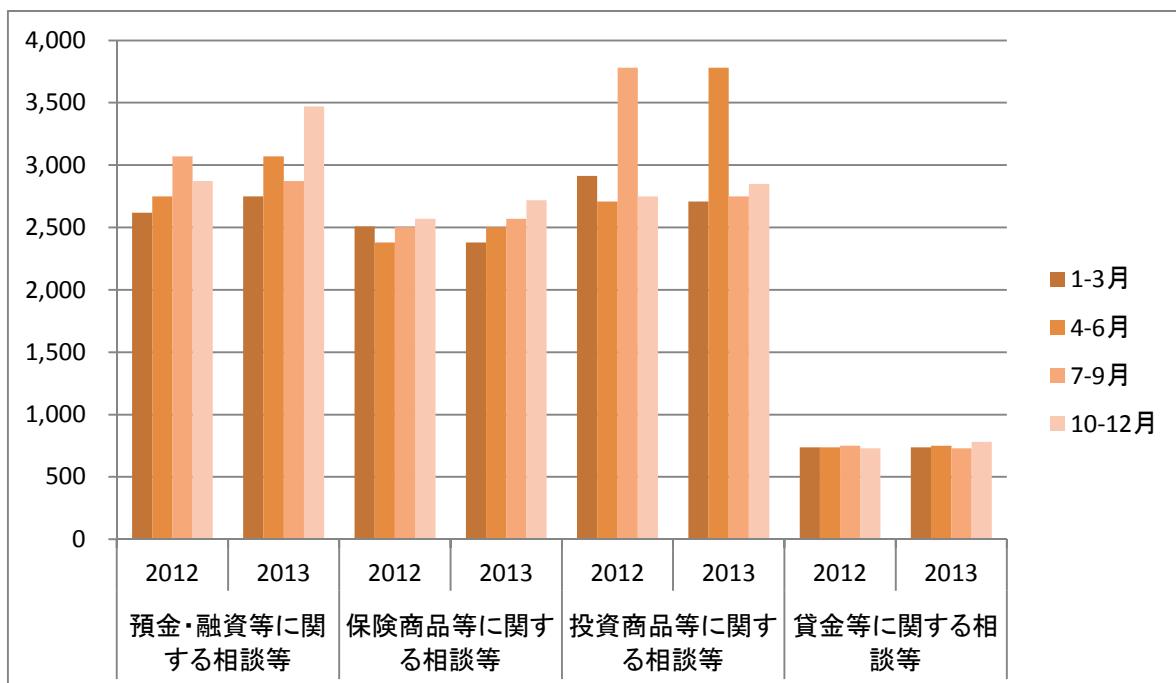
### 保険業法施行規則の別紙様式改正

次世代EDINET移行に伴う「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成二十五年内閣府令第五十二号)」の公布により、株主資本等変動計算書等について、純資産の各項目を縦に並べる様式から横に並べる様式へ改正がなされています。

### 金融サービス利用者相談室

金融庁は平成 26 年1月 31 日に「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等(期間:平成 25 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日)を公表し、昨年比で全体的に件数が増加していることが示されています。

図表 2012 年及び 2013 年の相談等の受付状況



金融庁ホームページで公開されている情報よりあらた監査法人が作成

## **3. United Kingdom**

### **ブルーデンス規制機構による注意喚起**

2014年1月21日、ブルーデンス規制機構(以下「PRA」とする)は、企業に対し、評価リスクに関する注意喚起を公表しました。特に、企業は評価の不確実性と慎重な価値評価について GENPRU(PRA ハンドブックにおけるブルーデンシャル基準の章の名称)への準拠性を検証する必要があり、評価リスクを監視、管理するためのガバナンスおよびプロセスを確実にする必要があります。PRA がこの注意喚起を行ったのは、仕組み商品あるいは流動性の低い証券のポートフォリオを有する一部の保険者が、評価の不確実性に対する強固で完全な評価と定量化を実施できていないことが判明したためです。これは、以下に記載の項目を含む、金融資産評価のガバナンスおよび統制に関する基準が脆弱であったことによって、さらに状況は悪化したとされています。

- 評価対象資産に対する不十分な独立性
- 方針と手続に関する不適切な文書化
- 評価に対する脆弱な統制(モデルのアサンプションや限界に関する限定的な理解を含む)
- 内部的に管理されているファンドと外部的に管理されているファンド間におけるガバナンスの不整合

企業が評価の不確実性に重要性がないと判断している場合にも、PRA が、その判断を裏付ける分析の提出を要求することがあります。評価の不確実性は、デリバティブのような複雑な金融商品に関連して重要となりるとともに、より単純な金融商品でもそのポートフォリオが大きな場合には同様に重要性を有する可能性があります。

### **金融服务補償制度による負担金の徴収 2014/15**

2014年1月21日、金融服务補償制度(以下「FSCS」とする)は、2014/15年度の計画と予算を公表しました。FSCS は、損害保険会社から補償費用として 72 百万ポンドの負担金を徴収する予定であるとしています(前年度は 115 百万ポンド)。また、前年度に引き続き、生命保険会社や年金提供者からは徴収予定はないとしています。

## **4. United States**

### **執行委員会 (Executive Committee and plenary)**

全米保険監督当局協会(以下「NAIC」とする)は年次役員選挙を実施しました。NAIC 史上初めて候補者の指名が公開フォーラムで行われました。

執行委員会は、コネチカット州が提案した、外部コンサルタントによる NAIC のガバナンス機構に関する詳細な評価の実施について議論しました。この提案自体は否決されましたが、その後、インディアナ州によって提案された、特別に組成される NAIC ガバナンス・レビュー・グループによるガバナンス機構の評価に際し、外部コンサルタントをアシスタントとして関与させるか否かを考慮するという動議は、全員一致で可決されました。

### **米国連邦保険局による報告書**

全米大会が開催される直前の 2013 年 12 月 12 日、米国連邦保険局(以下「FIO」とする)は、報告書「米国における保険監督規制の近代化・改善に向けた提言」を最終的に公表しました。NAIC は、この報告書に関連してプレス・リリースを公表し、FIO のこの改善に向けた提言に感謝を示すとともに、保険監督規制の改善を実施する最終的な責任は州が負っているとも述べています。

### **プライベート・エクイティ問題作業部会 (Private Equity Issue Working Group)**

プライベート・エクイティ問題作業部会は、第 1 回公開会議を開催し、プライベート・エクイティ・ファームから、プライベート・エクイティ・ファームおよびヘッジファンド・マネージャーによる生命保険会社や年金保険会社の潜在的な買収に対して規制当局が行う検証についてのベスト・プラクティスに関するコメント・レターへの意見を含んだ説明を受けました。

## **法定会計原則作業部会 (Statutory Accounting Principles Working Group)**

法定会計原則作業部会は、医療費軽減法(the Affordable Care Act(以下「ACA」とする))の手数料の会計処理に関するガイダンス、および SSAP105:ワーキング・キャピタル・ファイナンス・インベストメント(以下「WCFI」とする)を採択しました。

## **エマージング会計問題作業部会 (Emerging Accounting Issues Working Group)**

エマージング会計問題作業部会は、SSAP92:その他の退職後給付(OPEB)と SSPA102:年金への移行時に生じるサーフラスの繰延べ、および ACA の 3Rs(Risk adjustment program、Reinsurance program、Risk corridors program)に関するガイダンスを採択しました。

## **資本十分性特別専門委員会 (Capital Adequacy Task Force)**

資本十分性特別専門委員会は、規制当局が 2014 年における適用を示唆している、3 つすべてのリスク・ベース・キャピタル(risk-based capital(以下「RBC」とする))のフォーミュラに関するオペレーションル・リスク・チャージについての重要な提案を公開しました。また、特別専門委員会は、時間的およびリソースの制約のため、プロジェクトの厳格な優先順位付けをするべきか議論しました。

## **生保 RBC 作業部会 (Life Risk-Based Capital Working Group)**

生保 RBC 作業部会は、2014 年に適用が望まれる C-3 フェーズ I の改訂案について議論し、そして、ニューヨーク州が行った非公認の再保険に関する提案への意見を聴聞しました。さらに、当作業部会のストレステスト小部会は、第 1 回会合を開催しました。

## **投資 RBC 作業部会 (Investment RBC Working Group)**

投資 RBC 作業部会は、運用資産ファクターの再カリブレーションに関する検討を引き続き行っています。米国アクチュアリー学会(American Academy of Actuaries(AAA))は、社債のモデリング・プロジェクトにおいて重要な進展を遂げ、この全米大会において暫定的な結果を公表しました。作業部会は、生保 RBC 計算において利用される不動産ファクターの改訂案を公開し、パブリック・コメントの募集を行いました。

## **P&C RBC 作業部会 (Property/Casualty RBC Working Group)**

P&C RBC 作業部会は、再保険信用リスク・チャージの改定案について引き続き検討を行っています。また、作業部会は、損保アクチュアリー会(Casualty Actuarial Society(CAS))が実施した保険引受リスク・チャージに関する調査結果の説明を受けました。

## **自然災害リスク小部会 (Catastrophe Risk Subgroup)**

自然災害リスク小部会は、以前公表していた米国で発生したハリケーンおよび地震の一覧を採択し、自然災害モデリングの証明に関する懸念について議論しました。また、関係者に対して、R6 および R7 に関する偶発的信用リスク・チャージの改訂案の提出を要求しました。

## **医療 RBC 作業部会 (Health RBC Working Group)**

医療 RBC 作業部会は、2014 年 RBC のために提案されていた ACA の手数料に関する感応度テストを採択しました。当該提案は、手数料に関する法定会計処理が最終的に確定されるまでは、最終化されないでしょう。

## **証券評価特別専門委員会 (Valuation of Securities Task Force)**

証券評価特別専門委員会は、2013 年末の RMBS(Residential Mortgage-Backed Securities;住宅ローン担保証券)および CMBS(Commercial Mortgage Backed Securities;商業不動産担保証券)のモデリングにおいて利用されるマクロ経済前提とシナリオについて議論し、証券化の残存権トランシェの分類に関する会計処理の評価を実施しました。また、証券評価局(以下、「SVO」とする)の手続マニュアルを修正し、WCFI への投資を考えている保険者

に、WCFI の届出書の提出方法・内容を明らかにしました。さらに、保険者が連邦住宅金融抵当公庫の STACR 証券および類似の不動産参照取引を SVO に届出し、NAIC designation を受けることを推奨しています。

### PBR 導入特別専門委員会 (Principles – Based Reserving Implementation Task Force)

PBR (Principles-Based Reserving; 原則主義的責任準備金評価) 導入特別専門委員会は、レクター&アソシエイツが作成したキャプティブに関する第一次報告書について議論しました。当該報告書では、VM-20(生命保険責任準備金基準であり、評価マニュアルの1つです)のように、すべてのトリプル X および AXXX キャプティブ取引の評価に数理基準を使うことを推奨しています。

### コーポレート・ガバナンス作業部会 (Corporate Governance Working Group)

コーポレート・ガバナンス作業部会は、コーポレート・ガバナンス年次提出に関するモデル法案を議論し、そして、公表しました。この法案は、2016 年 1 月 1 日よりすべての保険者および保険グループが年次コーポレート・ガバナンス報告書を提出することを要求しています。また、作業部会は、2016 年 1 月 1 日からの適用が提案されている、規模の大きい保険者(年間の保険料収入が 500 百万ドルより大きい保険者)における内部監査機能への要求事項案を改訂しました。主な改訂は下記のとおりです。

- 内部監査機能が担うべき業務の種類をより広範に規定した
- 監査委員会による、内部監査機能によって実施された作業のレビューの頻度を、「少なくとも四半期に一度」から「少なくとも年に一度」に改訂した
- 要求事項は、グループ・レベルで合算され充足されるかもしれないことを明確化した
- 内部監査機能を議論する際には、「合理的な」という用語を「保証」に追加した

### EU-US ダイアログ・プロジェクト (EU-U.S. Dialogue Project)

NAIC は、EU-US ダイアログ・プロジェクトで、全米大会において、米国内および国際的な保険者および監督当局を集め、監督カレッジのベスト・プラクティスに関するフォーラムを開催しました。

### ORSA 小部会 (ORSA Subgroup)

ORSA 小部会は、2013 年 ORSA パイロット・プロジェクトの結果を公表しました。その結果によると、2012 年に実施された初回のパイロット・プロジェクトと比較して、今回提出された ORSA 要約報告書は、その品質において改善がなされているようです。特に、今回提出された報告書は、代替的な数値を利用せず、概ね完成しているとされています。また、作業部会は、提出された報告書は ORSA ガイダンス・マニュアルの要求事項を概ね満たしていたと考えており、そして、重大な改善が必要だと感じたのは 22 件の報告書中 3 件だけであったとしています。

### 再保険特別専門委員会 (Reinsurance Task Force)

再保険特別専門委員会は、同等性を有する管轄区域として、バミューダ、ドイツ、スイスおよびイギリスの 4 つの国を暫定的に承認しました。

### 様式作業部会 (Blanks Working Group)

様式作業部会は、夏季全米大会以降、3 つの様式案を最終版として採用しました。議論が先延ばしにされていた 2 つの提案については、提案を否決し、一方、5 つの様式案については、コメントの募集が行われました。

### 生命保険・年金委員会 (Life Insurance and Annuities Committee)

議論を重ねた結果、生命保険・年金委員会は、請求されていない死亡給付金に対応することを勧告すべきか否かを決定するための調査を実施することを採択しました。

### 生命保険数理特別専門委員会 (Life Actuarial Task Force)

生命保険数理特別専門委員会は、PBR および評価マニュアルの導入可能時期が最短でも 2016 年 1 月 1 日

になるとの見解を表明しました。合同適格性保険数理人小部会は、引き続き「適格性保険数理人」の定義を議論しました。

### **エマージング数理問題作業部会 (Emerging Actuarial Issues Working Group)**

エマージング数理問題作業部会は、引き続き、ユニバーサル保険商品に関する改訂 AG38 の実施段階において生じている諸問題に対処しています。

### **不確定据置年金作業部会 (Contingent Deferred Annuity Working Group)**

不確定据置年金作業部会は、現在の課題に関する作業計画およびタイムラインについて議論しました。作業部会は、NAIC のその他の部会の協力を得ながら、2014 年全米大会において、不確定据置年金に適用できるように現在の各種 NAIC モデル規則を改訂する予定です。

### **分離勘定リスク作業部会 (Separate Account Risk Working Group)**

分離勘定リスク作業部会は、「分離勘定商品に関する自己資本とソルベンシーの懸念点」に対処するための分離勘定資産に関して提案された原則を公表しました。

### **テロ保険導入作業部会 (Terrorism Insurance Implementation Working Group)**

テロ保険導入作業部会は、テロ保険および 2014 年 12 月 31 日に期限切れとなるテロリスク保険法(以下「TRIA」とする)に関連する論点にコメントを求める FIO の要求に対応して作成した書簡を最終化しました。NAIC は TRIA の再承認を全面的に支持しています。

### **モーゲージ担保保証保険作業部会 (Mortgage Guaranty Insurance Working Group)**

モーゲージ担保保証保険作業部会は、昨年 11 月に公表されたモーゲージ担保保証保険モデル法(#630)に関する重大な改正案に対するコメントを募集していました。作業部会は、ワシントンにて、その改正案に対して付された広範囲にわたるコメントを聴聞し、コメントの提出期限を 2 月 15 日まで延長しました。

#### **注**

1. EIOPA および 3. United Kingdom に記載の内容は、PwC UK 作成の [Being better informed February 2014](#) より抜粋して作成しております。
2. 4. United States に記載の内容は、[NAIC Meeting Notes NAIC 2013 Fall National Meeting](#) より抜粋して作成しております。

## **お問い合わせ先**

あらた監査法人

〒104-0061 東京都中央区銀座 8-21-1

住友不動産汐留浜離宮ビル

aaratapr@jp.pwc.com